

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和7年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区 分	事 業 所 の 名 称	号 別 区 分	労 働 基 準 監 督 機 関	新 設 ・ 廃 止 年 月 日
廃止	若松乳児院	13号	人 事 委 員 会	令和7年3月31日
廃止	好間高等学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年3月31日
決定	いわき総合高等学校(好間校舎)	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日
決定	あだち支援学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日
決定	県立安積中学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日

(2) 令和7年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主 な 業 種	事 業 所 名
人事委員会 (単 純 労 務 職 員 に つ い て は 労 働 基 準 監 督 署)	12号	教育研究調査	危機管理部 消防学校
			生活環境部 環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部 衛生研究所(支所(2))
			商工労働部 テクノアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(2))
			農林水産部 農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会 教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(96)※1
			警察本部 警察学校
労働基準監督署	3号	土 木 建 設	土 木 部 建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所、あぶくま高原道路管理事務所
	4号	旅客貨物運送	生活環境部 只見線管理事務所
			土 木 部 福島空港事務所
	13号	保 健 衛 生	保健福祉部 保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、福島学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会 視覚・聴覚・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事 業 所 名
人事委員会 (単 純 労 務 職 員 に つ い て は 労 働 基 準 監 督 署)	知事部局本庁
	総 務 部 地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危 機 管 理 部 消防防災航空センター
	企 画 調 整 部 ふたば復興事務所
	保 健 福 祉 部 食肉衛生検査所
	商 工 労 働 部 計量検定所
	農 林 水 産 部 農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土 木 部 ダム管理事務所(1)
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会
	教 育 委 員 会 教育事務所(7)
	警 察 本 部 警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和7年8月19日から9月4日

調査対象所属：10カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：27人（10所属×1所属あたり2～3人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和7年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和7年12月18日から令和8年1月23日

調査対象所属：8カ所（知事部局4カ所、教育委員会4カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 0件

衛生管理者 38件（知事部局13件、教育委員会13件、警察本部12件）

産業医 6件（知事部局4件、教育委員会2件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和6年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和6年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和7年度36協定届 123件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 0 件

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日分以上の平均賃金支払が必要となること、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 4 件（知事部局 2 件、教育委員会 2 件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和 7 年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和 7 年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和 8 年 3 月 31 日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

実績なし

イ 性能検査の状況

区 分	ボ イ ラ ー 合 格 基 数	第 一 種 圧 力 容 器 合 格 基 数
計	35	17

ウ 報告等の状況

実績なし

エ ボイラー等の設置状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分 任命権者	ボ イ ラ ー		第 一 種 圧 力 容 器		ク レ ー ン		備考
	事業所数	基 数	事業所数	基 数	事業所数	基 数	
知 事	4	9	6	13	0	0	
教育委員会	28	32	6	6	0	0	
警 察 本 部	3	6	0	0	0	0	
計	35	47	12	19	0	0	